

南西部地域（一志地域）におけるコミュニティバスの運行について

1 概要

南西部地域（一志地域）の運行については、一般乗合旅客自動車運送事業者に毎年度入札を行ったうえで運行業務を委託しており、令和6年度の運行事業者が「株式会社一志運輸」に決定した。

2 運行事業者

変更前 (令和6年6月30日まで)	変更後 (令和6年7月1日から)
嬉野タクシー有限公司	株式会社一志運輸

3 使用車両

	変更前 (令和6年6月30日まで)	変更後 (令和6年7月1日から)
車種・形状	トヨタ ステーションワゴン (CBA-TRH214W)	トヨタ ステーションワゴン (LDF-KDH223B)
乗車定員	10 人	10 人
車両の長さ	484 cm	538 cm
車両の幅	188 cm	188 cm
車両の高さ	210 cm	228 cm
車両総重量	2,480 kg	2,760 kg
外観写真	 	  ※タクシー車両と併用する。

※事業者において、予備車両を準備

コミュニティバス南西部（一志）地域運行車両の移動円滑化基準の適用除外について

運行事業者の変更に伴い、コミュニティバス南西部（一志）地域で本年7月から運行を行う予定の車両について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」といいます。）の適用除外を受けるため、協議を行います。

1 移動円滑化基準適用除外について

バリアフリー法では、旅客の運送事業に車両等を供するときは、低床や車椅子を利用した乗車ができること等を定める移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号。以下、「移動円滑化基準」といいます。）に適合した車両等の導入を義務付けています。

しかし、運行ルートにおける道路や地形等の状況により、車両等が移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、公共交通会議の協議を整え地方運輸局に移動円滑化基準の適用除外に係る申請をすることで、移動円滑化基準の一部について適用除外の認定を受けることができます。

2 適用除外認定を受ける路線

南西部（一志）地域 一志東・伊勢中川駅ルート、一志西循環ルート

3 路線の運行事業者

株式会社一志運輸

4 適用除外認定を受ける車両の概要

	主要車両	予備車両	
車種・形状	トヨタ ステーションワゴン (LDH-KDH223B)	トヨタ ルーミー (5BA-M900A)	トヨタ プリウスα (DAA-ZVW41W)
乗車定員	10 人	5 人	5 人
車両の長さ	538cm	370cm	463cm
車両の幅	188cm	167cm	177cm
車両の高さ	228cm	173cm	157cm
車両総重量	2,760kg	1,355kg	1,725kg
備考		予備車両として 2 台準備	
外観写真	 	 	 

5 認定を必要とする理由

ルート上に狭あいな生活道路や鋭角な曲がり角があり、これらの道路を走行可能な車両により運行する必要があるため。

6 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

トヨタ ステーションワゴン (LDH-KDH223B)	トヨタ ルーミー (5BA-M900A)	トヨタ プリウス α (DAA-ZVW41W)
第37条第2項第2号(スロープ) 第39条(車椅子スペース) 第40条第1項(通路の幅) 第40条第2項(通路の手すりの 間隔) 第41条(運行情報提供装備)	第37条第2項第1号(乗降口の 幅) 第37条第2項第2号(スロープ) 第39条(車椅子スペース) 第40条第1項(通路の幅) 第40条第2項(通路の手すりの 間隔) 第41条(運行情報提供装備)	第37条第2項第1号(乗降口の 幅) 第37条第2項第2号(スロープ) 第39条(車椅子スペース) 第40条第1項(通路の幅) 第40条第2項(通路の手すりの 間隔) 第41条(運行情報提供装備)

なお、移動円滑化基準の適用除外により、利用が困難となる車いす利用者については、NPO法人や社会福祉法人等が行う福祉有償運送等により、移動手段の確保を図ることとします。

生活交通確保維持改善計画

策定日 令和 5 年 5 月 1 7 日

変更日 令和 6 年 2 月 1 5 日

変更日 令和 6 年 5 月 1 3 日

(名称) 津市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

津市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(市の概況)

三重県の県庁所在地である津市は、平成 1 8 年 1 月 1 日に 1 0 市町村の合併により誕生し、県内で最も広大な面積（7 1 1 . 1 8 km²）を有している。

また、津市は県の中心部に位置し、北は鈴鹿市及び亀山市、西は名張市及び伊賀市並びに奈良県、南は松阪市と接しており、東は伊勢湾を臨んでいる。東部には伊勢平野の一部を形成する海岸平野、中部は標高 3 0 ～ 5 0 m の丘陵地や台地、西境沿いには 7 0 0 ～ 8 0 0 m の山々が連なり、多様な自然を形成している。

津市では、公共交通網を主に鉄道、海上交通、バス交通により形成している。

鉄道については、近鉄名古屋線、近鉄大阪線、J R 紀勢本線、J R 名松線、伊勢鉄道があり、市内のみならず、名古屋圏及び大阪圏並びに伊勢方面への移動が可能となっている。

海上交通については、津なぎさまちと中部国際空港を結ぶ高速船が、運航されている。

バス交通については、津地域、久居地域を中心に一般路線バスが運行されているほか、北部地域、南部地域、北西部（芸濃、安濃）地域及び南西部（美里、一志、白山、美杉）地域を運行の単位として津市コミュニティバスが運行されている。

津市コミュニティバスは、一般路線バスのサービスを享受することができない地域において通院、買物等の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、鉄道や一般路線バスと接続することで広域的な移動にも対応する。こ

のため、地域公共交通確保維持事業により、以下の地域を運行する津市コミュニティバス路線を確保・維持する必要がある。

【北部地域】 （河芸地域、津地域北部）

当該地域には、千里ヶ丘団地と近鉄千里駅をつなぐ一般路線バスの津太陽の街線及び豊野団地と津駅をつなぐ豊野団地線（自主運行バス）が運行されているものの、ほとんどの集落において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、商業施設や医療機関が集積する千里ヶ丘地区、白塚地区及び一身田地区と各集落をつなぐほか、鉄道等により乗り継ぐことにより、三重大学医学部附属病院といった、より高度な医療機関や津市中心地への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で、欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南部地域】 （久居地域、津地域南部・西部）

当該地域には、近鉄久居駅を中心として一般路線バスが運行されているものの、郊外、特に山間部においては、利用が困難となっている地区があることから高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

三重中央医療センターなどの医療機関及び商業施設が集積する久居インターガーデンについては、駅周辺からの一般路線バスはあるものの、郊外から乗り入れているものがなく、津市コミュニティバスによって郊外からこれらの施設を直接利用することが可能となっている。

このほか、一般路線バスで対応できない片田地区及び雲出地区から久居地域の商業施設及び医療機関への移動及び久居地域から津地域南部の大型商業施設への移動について、津市コミュニティバスにて対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは一般路線バスで対応できない移動需要に対応する重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【北西部（芸濃）地域】

当該地域には、芸濃地域の棕本地区と津駅や三重会館をつなぐ一般路線バスの棕本線及び芸濃地域の安西地区及び雲林院地区と津駅や三重会館をつな

ぐ安濃線が運行しているほか、棕本地区と亀山駅をつなぐ亀山棕本線（自主運行バス）が運行されているものの、棕本地区並びに安西地区及び雲林院地区を除いた地区、特に山間部において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、医療機関及び商業施設が集積している棕本地区と各集落をつなぐほか、一般路線バスに乗り継ぐことにより、三重大学医学部附属病院といった、より高度な医療機関や津市中心地への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【北西部（安濃）地域】

当該地域には、地域南部と近鉄津新町駅や津駅をつなぐ一般路線バスの安濃線及び穴倉線が運行されているものの、ほとんどの集落において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、安濃地域内の医療機関及び商業施設並びに芸濃地域の商業施設と各集落をつなぐほか、一般路線バスに乗り継ぐことにより、より高度な医療機関や津市中心地への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部（美里）地域】

当該地域には、主要道路において、近鉄津新町駅や津駅につながる一般路線バスの長野線及び穴倉線が運行されているほか、榊原地区と近鉄久居駅をつなぐ榊原線が運行されているものの、前者は、当該道路の沿線にない多くの集落、特に山間部において利用が困難となっており、後者は榊原地区の全域をカバーしていないことから、高齢者等の移動手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは地域内の医療機関や温泉施設と各集落をつなぐほか、地域内にスーパーマーケットがない当該地域において、一般路線バスに乗り継ぐことにより、津地域や久居地域の商業施設への移動を可能にするす

るため、地域住民にとって欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部（一志）地域】

当該地域には、主要道路において、近鉄久居駅につながる一般路線バスの波瀬線及び高野団地線（自主運行バス）が運行されているものの、当該道路の沿線にない多くの集落において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、一志総合支所周辺に集中しているスーパーマーケットなどの商業施設及び医療機関と各集落をつなぐほか、一般路線バスに乗り継ぐことにより、三重中央医療センターといった、より高度な医療機関や近鉄久居駅への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

このほか、川合地区から松阪市嬉野地域の中心部の商業施設や医療機関への移動需要についても、津市コミュニティバスにて対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部（白山）地域】

当該地域には近鉄大阪線やＪＲ名松線の駅があり、これらの駅から地域外への広域的な移動は可能となっているが、地域内のほとんどの集落において利用可能な公共交通がないことから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、主に一般路線バスが廃止になった区間を運行しており、地域内の医療機関及び商業施設と各集落をつなぐほか、近鉄榊原温泉口駅にて近鉄大阪線に乗り継ぐことにより、広域的な移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

このほか、白山高校と近鉄榊原温泉口駅をつなぐことで、高校生の通学需要にも対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部（美杉）地域】

当該地域の人口は大幅な減少傾向にあり、市内において最も高齢化率が高い。地域内には当該地域と白山地域及び一志地域並びに松阪市とをつなぐＪＲ名松線の駅がある他、太郎生地区と名張市をつなぐ一般路線バス奥津線が運行されているものの、地域内のほとんどの集落において利用可能な公共交通がないことから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、主に一般路線バスが廃止になった区間を運行しており、津市家庭医療クリニック及び県立一志病院等の医療機関や、白山地域の商業施設と各集落をつなぐほか、ＪＲ名松線に乗り継ぐことにより、広域的な移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

このほか、当該地域は桜や紅葉といった観光資源が豊富であり、季節毎のイベントの際には、観光客の移動需要があるため、各季節限定の運行を実施することで津市コミュニティバスが当該需要に対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

津市コミュニティバスは、運行地域により主として買い物や通院等に利用されるルートもあれば、通勤通学や観光需要への対応を行っているルートもあり、利用実態が大きく異なる。

また、運行実績に基づき、今後の取組を検討する場合についても、さらに利用を促進し地域交通として定着を図るべきルートから、運行規模の縮小や運行形態の見直しを必要とするルートまで、ルート毎に効果的な取組も大きく異なる。

このため、数値目標については、段階的に評価できるよう以下の２つの指標を設定する。

※次期再編時（令和８年度）までは当該目標を基に評価を実施する。

① 運行目標値

現行のルートを、より多くの方に利用いただき、地域交通の１つとして定着させるために、運行目標値として１便当たりの利用者数を３．

5人と定める。

これは、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が減少したが、利用促進により、まずは減少した利用者を取り戻すことを目標とし、下記のとおり算出した。

コミュニティバス 利用者数	令和元年度 (コロナなし)	令和2年度 (コロナあり)	令和元年度 上半期 (コロナなし)	令和2年度 上半期 (コロナあり)	令和3年度 上半期 (コロナあり) (再編後)
	94,452	76,976	47,250	42,697	29,415

令和元年度利用者数

94,452人

新ルートの年間運行便数

約27,000便

1便当たり利用者数

3.5人

【運行目標値】

3.5人/便

② 運行維持基準値

現行のルートを維持する上で達成すべき指標として、運行維持基準値を1便当たりの利用者数を2.0人と定める。

津市コミュニティバスの多くのルートは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けており、運行の維持には当該補助金の活用が必須となっている。このため、指標の設定については当該補助における補助対象基準を参考とし設定する。

(2) 事業の効果

津市コミュニティバス路線は、主に一般路線バス等が運行していない地区や中山間部に位置する地区で運行しており、これらの地区における学生や高齢者等の移動制約者の生活を支える移動手段として重要である。移動需要を把握し、各地域の津市コミュニティバスを維持・改善することにより、これら移動制約者の移動手段の確保及び高齢者等の社会参加の確保や生きがいの創出等の効果があり、更には地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 数値目標の達成状況に応じて実施する事業

① 運行目標値を達成

【1便当たり利用者数 3.5人以上】

地域交通として更に定着するよう事業のPR等の利用促進を継続す

る。(津市)

② 運行維持基準値を達成、運行目標値を未達成

【1 便当たり利用者数 2. 0人以上 3. 5人未満】

運行目標値の達成に向け、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。(津市)

③ 運行維持基準値を未達成

【1 便当たり利用者数 1. 0人以上 2. 0人未満】

地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割について協議し、利用促進に合わせて、運行維持基準値の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しについて検討する。(津市)

【1 便当たり利用者数 1. 0人未満】

地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割及び定時定路線型のコミュニティバスの運行がふさわしいかについて協議し、運行維持基準値の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しや地域の需要に見合った新たな公共交通の導入について検討する。(津市)

※1 上記の区分によらず、各ルートがより良いものとなるよう地域の意見等を取り入れながら、適宜、細やかな運行の見直しを実施する。

※2 運行維持基準値の達成が新たな公共交通の導入の検討をさまたげるものではない。

(2) 数値目標の達成状況に関わらず実施する事業

○ 津市コミュニティバスの運行変更 (津市)

さらなる利便性の向上のため、地域からの意見や利用実態に応じて、適宜津市コミュニティバスの運行を変更する。

※これまでの運行変更については、「別紙1」のとおり

○ 鉄道や幹線に合わせたダイヤ設定 (津市)

主要な駅や停留所での接続に合わせ、随時ダイヤを見直していく。

○ 地域公共交通あり方検討会の開催

各ルートの利用者、自治会長、社会福祉協議会代表者等で構成する「地域公共あり方検討会」を各地域で開催し、各地域の様々な要望や意見等を協議する。

- 津市コミュニティバス運行変更に伴う周知（津市）
路線図、時刻表及び乗継案内をまとめた利用促進チラシを沿線各戸に配布するとともに津市ホームページにて路線図、時刻表の情報を掲載する。
- 市広報紙（広報津）での意識啓発PR（津市）
バスの日に合わせ、利用啓発の記事を掲載する。
3月のダイヤ改正に合わせ、注意喚起の記事を掲載する。
その他、利用促進の記事を掲載する。
※これまでの記事については、「別紙2」のとおり
- 『わたしの時刻表』の発行（津市）
鉄道やバスなどを利用して外出される方を対象に、目的地までの乗継や発着時刻などをまとめた『わたしの時刻表』を発行する。
- 再編により新たに乗り入れたがまだコミュニティバスの存在が認知されていない地区に対し、該当地区からコミュニティバスを利用していける商業施設や医療機関までの案内を具体的なダイヤとともにチラシとして配布し、再度周知する。
※利用促進チラシは、「別紙3」のとおり
- G T F S データの整備
G o o g l e マップ等の経路検索サイトで、簡単に経路検索ができるように、データ整備を行い、一般公開するとともに、変更時には関係機関と連携し、情報提供を行うことで、反映漏れがないようにする。
- 津市高齢者外出支援事業（津市）
市内に住所を有する 65 歳以上の方を対象に、三重交通（株）の IC カード『エミカ』を活用した『シルバーエミカ』を無償交付し、毎年度 2,000 円分のポイントを上限として乗車ポイントを付与する（令和 6 年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分を含めて 2,500 円分のポイントを上限とする）。また、提示により津市コミュニティバスの運賃を無料とする。
※シルバーエミカの利用状況は「別紙4」のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付のほか、関係資料についても合わせて添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

津市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

補助対象事業者	運行地域
津市	北部地域
	南部地域のうち 「久居西循環ルート」
	北西部（芸濃）地域
	北西部（安濃）地域
三重交通株式会社	南部地域のうち 「久居北・片田・高茶屋ルート」、 「久居南・雲出ルート」
	南西部（美里）地域
	南西部（白山）地域のうち 「八対野・大三ルート」
	南西部（美杉）地域のうち 「美杉東ルート」、「美杉西ルート」
嬉野タクシー有限公司 (令和5年10月1日～ 令和6年6月30日)、 株式会社一志運輸 (令和6年7月1日～令 和6年9月30日)	南西部（一志）地域

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定状況

該当なし（法定協議会が補助対象事業者となる場合に記載が必要な項目）

8. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表 5」を添付

10. 協議会の開催状況と主な議論

(令和 4 年度津市地域公共交通活性化協議会)

第 1 回協議会 令和 4 年 5 月 13 日開催

- ・会長の選任並びに副会長及び監査委員等の指名について
- ・津市地域公共交通活性化協議会の目的と位置付けについて
- ・令和 3 年度事業報告及び収支決算報告について
- ・津市地域内フィーダー系統確保維持計画について

第 2 回協議会 令和 4 年 7 月 26 日開催

- ・第 2 次津市地域公共交通網形成計画に掲げる事業の令和 3 年度実績に対する評価等について
- ・一般路線バス及びコミュニティバス等の運行に係る事業の令和 3 年度実績に対する評価等について
- ・コミュニティバスの運行変更について

第 3 回協議会 令和 4 年 12 月 26 日開催

- ・令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ・令和 4 年度歳出予算に係る予算の流用について
- ・安全対策が必要なバス停留所に対する安全性確保対策の実施状況等について

第 4 回協議会 令和 5 年 3 月 14 日開催

- ・津市コミュニティバスの運行変更について
- ・令和 5 年度事業計画（案）及び予算（案）について

(令和 5 年度津市地域公共交通活性化協議会)

第 1 回協議会 令和 5 年 5 月 17 日開催

- ・令和 4 年度事業報告及び収支決算報告について
- ・津市地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ・自家用有償旅客運送事業の登録更新について
- ・津市コミュニティバスの運行変更について

第 2 回協議会 令和 5 年 8 月 1 日開催

- ・津市コミュニティバスの運行変更について
- ・第 2 次津市地域公共交通網形成計画に掲げる事業の令和 4 年度実績に対する評価等について
- ・一般路線バス及びコミュニティバス等の運行に係る事業の令和 4 年度実

績に対する評価等について

第3回協議会 令和5年12月15日開催

- ・津市コミュニティバス及び自主運行バスの運行変更について
- ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ・次期津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定について

第4回協議会 令和6年3月13日開催

- ・令和6年度事業計画（案）及び予算（案）並びに津市地域公共交通活性化協議会財務規程の改定について
- ・第2次津市地域公共交通網形成計画の改定について
- ・津市コミュニティバスにおける次期再編に向けて
- ・ぐるっと・つーバスの運行変更について

（令和6年度津市地域公共交通活性化協議会）

第1回協議会 令和6年5月13日開催

- ・会長の選任並びに副会長及び監査委員等の指名について
- ・令和5年度事業報告及び収支決算報告について
- ・津市地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ・津市コミュニティバスの運行変更について
- ・第2次津市地域公共交通網形成計画の改定について
- ・津市地域公共交通計画案作成に係る業務委託について
- ・分科会の設置について

1.1. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会には、市民からの公募委員が5人含まれているほか、法定協議会とは別に、各ルートの利用者、自治会長、社会福祉協議会代表者等で構成する「地域公共交通あり方検討会」を各地域で開催しており、各地域の様々な要望や意見等を協議し、必要に応じた運行変更等を行っている。

令和5年度事業（令和4年10月から令和5年9月末）は利用者の意見を反映し、美里地域のコミュニティバスの運行変更を実施した。

【南西部（美里）地域】

- ・停留所の移設並びに廃止及び運行路線の廃止

また、協議会で「市内に観光にみえた方に対して、コミュニティバス等の公共交通を用いた観光モデルコースの情報発信をしてはどうか」との意見があったことから、津市観光協会と連携し、三重交通路線バスやコミュニティ

バスを活用した観光ルートについて、観光協会のホームページに掲載していただいた。

12. 協議会メンバーの構成員

別添「令和5年度津市地域公共交通活性化協議会構成員名簿」及び「令和6年度津市地域公共交通活性化協議会構成員名簿」のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 津市西丸之内 23 番 1 号

(所 属) 津市都市計画部交通政策課

(氏 名) 竹内 沙也香

(電 話) 059-229-3289

(E-mail) 229-3289@city.tsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
津市 (R5.10.1～ R6.9.30)	津市	(1) 河芸循環ルート(1)	河芸総 合支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅	河芸総 合支所	往24.6km 循環	103日	721回		路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(2) 河芸循環ルート(2)	河芸総 合支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅、 千里ヶ丘公民館	河芸総 合支所	往26.6km 循環	51日	357回		路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(3) 河芸南・一身田・白塚循環ルート(3)	河芸総 合支所	白塚駅西、 近鉄豊津上野駅、 北部市民センター前	河芸総 合支所	往22.2km 循環	154日	1232回		路線定期運行	①	「北部市民センター前」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(4) 久居西循環ルート(4)	久居総 合支所 前(久居 駅西口)	榑原口	久居イン ターガー デン	往41.1km 復41.1km	51日	102回		路線定期運行	①	「久居総合支所前」 停留所にて 榑原線と接続	③
	津市	(5) 芸濃北ルート(5)	長徳寺	中町	芸濃総 合支所	往18.2km 復18.2km	154日	539回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(6) 芸濃南ルート(6)	長徳寺	中町、 市場	芸濃総 合支所	往22.4km 復22.4km	154日	385回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(7) 芸濃南ルート(7)	北畑	中町、 市場	芸濃総 合支所	往28.9km 復28.9km	154日	154回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(8) 清水ヶ丘・戸島・棕本ルート(8)	芸濃総 合支所	曾根橋	清水ヶ 丘団地	往16.7km 復16.7km	154日	462回		路線定期運行	①	「曾根橋」 停留所にて 安濃線と接続	③
	津市	(9) 妙法寺・野口・棕本ルート(9)	芸濃総 合支所	曾根橋	安濃総 合支所	往22.5km 復22.5km	154日	462回		路線定期運行	①	「曾根橋」 停留所にて 安濃線と接続	③
	三重交通(株)	(10) 久居北・片田・高茶屋ルート(1)	久居駅 東口	久居インターガー デン	片田団 地	往19.6km 復19.6km	154日	616回		路線定期運行	①	「片田団地」 停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(11) 久居南・雲出ルート(2)	三重中 央医療 センター	久居インターガー デン、 桃園駅東	イオン モール 津南	往 16.6km 復 16.9km	154日	616回		路線定期運行	①	「イオンモール津南」 停留所にて津三雲線 、香良洲線及び久居高茶屋 線と接続	③
	三重交通(株)	(13) 穴倉・辰水・忠盛塚ルート(4)	美里総 合支所	忠盛塚	美里総 合支所	往27.6km 循環	154日	154回		路線定期運行	①	「忠盛塚」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(16) 八対野・大三ルート(7)	榑原車 庫前	榑原温泉口駅	一志病 院	往14.4km 復 km	360日	180回		路線定期運行	①	「榑原車庫前」停留所 にて榑原線と接続	③

	三重交通(株)	(17) 八対野・大三ルート(8)	榑原車庫前	榑原温泉口駅、グリーンタウン	一志病院	往16.6km 復16.6km	360日	360回		路線定期運行	①	「榑原車庫前」停留所にて榑原線と接続	③
	三重交通(株)	(18) 美杉東ルート(9)	丹生俣	伊勢竹原駅前	一志病院	往27.1km 復 km	154日	154回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(19) 美杉東ルート(10)	伊勢奥津駅前	伊勢竹原駅前、家城駅前、一志病院	マックスバリュ(川口店)	往31.9km 復 km	154日	154回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(20) 美杉東ルート(11)	一志病院	伊勢竹原駅前、家城駅前	伊勢奥津駅前	往 km 復26.5km	154日	154回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(21) 美杉東ルート(12)	マックスバリュ(川口店)	伊勢竹原駅前、一志病院、家城駅前	丹生俣	往 km 復31.3km	154日	154回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(22) 美杉西ルート(13)	川上	敷津、竹原	一志病院	往32.8km 復 km	154日	77回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(23) 美杉西ルート(14)	川上	比津、竹原、一志病院	マックスバリュ(川口店)	往27.1km 復27.2km	154日	231回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(24) 美杉西ルート(15)	川上	比津、竹原	一志病院	往23.3km 復23.4km	154日	231回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(25) 美杉西ルート(16)	マックスバリュ(川口店)	敷津、竹原、一志病院	川上	往 km 復37.0km	154日	77回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
津市 (R5.10.1～ R6.6.30)	嬉野タクシー(有)	(26) 一志東・伊勢中川駅ルート(1)	伊勢中川駅東口	川合高岡駅	とことめの里一志	往 16.6km 復16.0km	114日	342回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
	嬉野タクシー(有)	(27) 一志東・伊勢中川駅ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里一志	往 12.0km 復 11.4km	114日	114回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
	嬉野タクシー(有)	(28) 一志西循環ルート(3)	とことめの里一志	川合高岡駅	とことめの里一志 循環	往21.8km 循環	115日	920回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
津市 (R5.10.1～ R6.2.14)	三重交通(株)	(12) 穴倉・辰水・忠盛塚ルート(3)	美里総合支所	忠盛塚	榑原口	往32.0km 復32.0km	56日	168回		路線定期運行	①	「忠盛塚」停留所にて長野線と接続	③
	三重交通(株)	(14) 長野・榑原ルート(5)	平木	美里総合支所、稲葉口	榑原口	往16.4km 復 km	56日	112回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて長野線と接続	③
	三重交通(株)	(15) 長野・榑原ルート(6)	榑原口	稲葉口	平木	往 km 復25.7km	56日	112回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて長野線、「榑原口」停留所にて榑原線と接続	③

津市 (R6.2.15～ R6.9.30)	三重交通(株)	(12) 穴倉・辰水・忠盛塚ルート(3)	美里総合支所	忠盛塚	榑原口	往 32.3km 復 32.3km	98日	294回		路線定期運行	①	「忠盛塚」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(14) 長野・榑原ルート(5)	平木	美里総合支所、 稲葉口	湯の瀬	往 16.5km 復 km	98日	196回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(15) 長野・榑原ルート(6)	湯の瀬	稲葉口	平木	往 km 復 25.9km	98日	196回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて長野 線、「榑原口」停留所 にて榑原線と接続	③
津市 (R6.7.1～ R6.9.30)	(株)一志運輸	(26) 一志東・伊勢中川駅ルート(1)	伊勢中 川駅東 口	川合高岡駅	とことめ の里一 志	往 16.6km 復 16.0km	40日	120回		路線定期運行	①	「一志総合支所」 停留所にて 波瀬線と接続	③
	(株)一志運輸	(27) 一志東・伊勢中川駅ルート(2)	片野集 会所	川合高岡駅	とことめ の里一 志	往 12.0km 復 11.4km	40日	40回		路線定期運行	①	「一志総合支所」 停留所にて 波瀬線と接続	③
	(株)一志運輸	(28) 一志西循環ルート(3)	とことめ の里一 志	川合高岡駅	とことめ の里一 志	往21.8km 循環	39日	312回		路線定期運行	①	「一志総合支所」 停留所にて 波瀬線と接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 補足資料

※実施要領2. ④に基づき同一の補助対象系統に属するものとした系統群を構成する主系統および従系統の詳細を示すもの

運行系統							運行回数			年間 運行 回数	計画運行 走行キロ	備 考
整理 番号	路線名	起点	主な 経由地	終点	計画 運行 日数	キロ程 (Km)						
26	一志東・伊勢中川駅 ルート(1)	伊勢中川駅 東口	川合高岡駅	とことめの里 一志	114	16.0	114	57.0		171.0	2,736.0 Km	
	一志東・伊勢中川駅 ルート(1)	伊勢中川駅 東口	川合高岡駅	とことめの里 一志	114	16.6	114	57.0		171.0	2,838.6 Km	
27	一志東・伊勢中川駅 ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里 一志	114	11.4	38	19.0		57.0	649.8 Km	
	一志東・伊勢中川駅 ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里 一志	114	12.0	38	19.0		57.0	684.0 Km	
26	一志東・伊勢中川駅 ルート(1)	伊勢中川駅 東口	川合高岡駅	とことめの里 一志	40	16.0	154.5	76.5		231.0	3,696.0 Km	
	一志東・伊勢中川駅 ルート(1)	伊勢中川駅 東口	川合高岡駅	とことめの里 一志	40	16.6	154.5	76.5		231.0	3,834.6 Km	
27	一志東・伊勢中川駅 ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里 一志	40	11.4	13.5	6.5		20.0	228.0 Km	
	一志東・伊勢中川駅 ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里 一志	40	12.0	13.5	6.5		20.0	240.0 Km	
14	長野・榑原ルート(5)	平木	美里総合支 所、稲葉口	湯の瀬	98	16.5	98			98.0	1,617.0 Km	
	長野・榑原ルート(5)	平木	美里総合支 所、稲葉口	榑原口	98	16.7	98			98.0	1,636.6 Km	

18,160.6 Km

令和6年度津市地域公共交通活性化協議会構成員名簿(50音順)

任期: 令和8年3月31日

	氏名	団体名等	規約第4条に基づく組織区分	委嘱、任命 区分
1	イシカワ ヒロユキ 石川 博之	津市社会福祉協議会	4 住民又は地域公共交通の利用者	委嘱
2	イトウ ヨシユキ 伊藤 好幸	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	委嘱
3	オオニシ ヒロユキ 大西 弘幸	三重県津建設事務所総務・管理室管理課長	7 三重県の職員	委嘱
4	カワバタ クニヒロ 川端 邦裕	三重交通株式会社中勢営業所所長	2 一般乗合旅客自動車運送事業者	委嘱
5	カワムラ サトシ 川村 聡	三重県津南警察署交通課長	7 三重県公安委員会の職員	委嘱
6	キシノ タカオ 岸野 隆夫	津市自治会連合会会長	4 住民又は地域公共交通の利用者	委嘱
7	コジマ ミツヒロ 小島 光洋	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	5 運輸支局長の指名する者	委嘱
8	スギサキ マサト 杉崎 雅人	津市建設部建設政策課長	7 津市の職員	任命
9	タカハシ カツリ 高橋 克典	三重交通労働組合中勢支部支部長	6 一般旅客自動車運送事業者の 運転手が組織する団体	委嘱
10	タケダ オサム 竹田 治	地域公共交通コーディネーター	8 その他協議会が必要と認める者	委嘱
11	タニグチ ナオジ 谷口 直二	三重県津警察署交通第一課長	7 三重県公安委員会の職員	委嘱
12	ナカヒラ ヤスユキ 中平 恭之	近畿大学工業高等専門学校 総合システム工 学科(都市環境)教授	1 学識経験のある者	委嘱
13	ネリキ マサオ 練木 正生	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	委嘱
14	フジタ ユウイチ 藤田 雄一	三重県地域連携・交通部交通政策課長	7 三重県の職員	委嘱
15	フナキ ヒデオ 船木 英郎	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	委嘱
16	マツモト ユキマサ 松本 幸正	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	1 学識経験のある者	委嘱
17	ミヤザキ キヨシ 宮崎 清	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	委嘱
18	ミヤタ マサシ 宮田 雅司	津市都市計画部長	7 津市の職員	任命
19	ムラタ トモカズ 村田 友和	一般社団法人三重県タクシー協会津支部長	3 一般旅客自動車運送事業者の団体	委嘱
20	ヤシロ ユウコ 矢代 祐子	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	委嘱